## ○帯広市一般廃棄物収集運搬業務総合評価審査委員会運営に関する要領

令和2年9月15日

改正 令和3年10月1日

改正 令和5年9月12日

(趣旨)

第1条 この要領は、帯広市一般廃棄物収集運搬業務総合評価方式試行要綱(令和2年9月15日制定。以下「要綱」という。)第5条の規定により設置する帯広市一般廃棄物収集運搬業務総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、都市環境部長をもって充てる。
- 3 委員は、都市環境部参事、都市環境部環境室長、清掃事業課長、契約管財課長、清掃 事業課課長補佐及び清掃事業課副主幹をもって充てる。

(委員長の職務及びその代理)

- 第3条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるときは、都市環境部環境室長が委員長の職務を代理する。 (特別委員)
- 第4条 委員長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167 条の10の2第4項及び第5項の規定による学識経験を有する者(以下「学識経験者」と いう。)の意見を聴くため、審査委員会に特別委員を置く。
- 2 特別委員は、審査委員会の議決に加わらない。
- 3 次条第4号による意見聴取のほか審査委員会の求めに応じた委員会への出席又は職務 の従事に当たり、特別委員に謝金及び旅費を支払うことができる。

(所掌事務)

- 第5条 審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 総合評価方式により実施する一般廃棄物収集運搬業務の選定
  - (2) 令第167条の10の2第3項の規定による落札者決定基準の設定
  - (3) 技術提案の評価
  - (4) 要綱第5条第1項第4号に規定する学識経験者への意見聴取

(会議)

- 第6条 審査委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。
- 2 審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、清掃事業課において行うものとする。

(委員長への委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則

この要領は、令和2年9月15日から施行する。

附 則(令和3年10月1日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年9月12日)

この要領は、令和5年9月12日から施行する。